

審 第 4 7 6 7 号
答 申 第 3 2 8 号
令和6年3月19日

千葉県教育委員会教育長 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 石 井 徹 哉

審査請求に対する裁決について（答申）

令和3年11月8日付け〇〇第〇〇号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第296号

令和3年8月13日付けで審査請求人から提起された、令和3年6月28日付け〇〇第〇〇号で行った自己情報部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が令和3年6月28日付け〇〇第〇〇号で行った自己情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

- (1) 実施機関が本件決定で特定した個人情報以外に、判定会議配布資料に記録された個人情報の開示決定等を行うべきである。
- (2) 実施機関が本件決定において不開示とした情報のうち、作文用紙の不開示部分は開示すべきである。
- (3) 実施機関が行ったその他の決定は、結論において妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 未成年者である審査請求人の子（以下「開示請求者」という。）は、令和3年6月11日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、「〇〇の〇〇県立高入試に関する書類一式」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、成績一覧表（以下「本件文書1」という。）及び作文用紙（以下「本件文書2」といい、本件文書1と併せて「本件文書」という。）に記録された個人情報を特定し、本件決定を行った。
- (3) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し、令和3年8月13日付けで、本件決定について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 実施機関は、本件審査請求を受けて、条例第47条第1項の規定により、令和3年11月8日付け〇〇第〇〇号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 本件審査請求の趣旨

ア 教学指第〇〇号（〇〇年〇〇月〇〇日）の教育長通知4.において「選抜・評価方法に係る説明責任を果たせるよう、適切に対応すること。」とある。（資料1）

イ 教学指第〇〇号（〇〇年〇〇月〇〇日）の教育振興部学習指導課長通知 2. において、「定員内不合格とする場合は、その理由について明確に説明できるようにすること。その際、入学者選抜の資料を総得点化するなど選抜の透明化を図っていることを踏まえると、『総合的に判断した』のみの理由では、説明責任が十分に果たされているとは言えないことに留意すること。」とある。（資料 2）

ウ 「千葉県教育委員会が行う学力検査に関する情報であって、開示することにより、評価をめぐって混乱が生じ、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため。」（資料 3）とあるが、口頭ではあるが開示されている者もいて（資料 4）ダブルスタンダードとなり公平ではない。

エ 同時に請求した他の高校では解答用紙や作文が開示されている。（資料 5）

オ 前記アからエまで（資料 1 から資料 5 まで）により、開示請求に対して非開示であることはダブルスタンダードとなり公平ではないので、作文の内容と点数及び面接の点数を開示してもらいたい。

第 2 次募集の入学者選抜の資料を総得点化し選抜の透明化を図っているのだから、〇〇で定員内不合格にしたのではないことを明確に説明できるはずである。

（2）本件審査請求の理由

ア 資料 1 及び資料 2 により説明責任が求められていること。

資料 3 の非開示の理由に「混乱が生じる」とあるが、〇〇で定員内不合格になったのではないことが明確に説明できれば混乱は生じないこと。

資料 4 のように口頭にて面接の内容や点数を詳細に開示された者がいること。

資料 5 のように作文内容、記述内容を開示している高等学校もあること。

上記より、千葉県立〇〇高等学校（以下「本件高校」という。）の〇〇年度第二次募集の合否判定における書類の非開示決定は公平ではない。作文の内容と点数及び面接の点数を開示してもらいたい。

イ 第 2 次募集の本件高校の合否判定において、本件高校の教頭からの説明によると、〇〇で定員内不合格とされた旨であった。〇〇合否判定をしている基準を明確にしてもらいたい。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

（1）弁明の趣旨について

審査請求人が提起した本件審査請求については、これを棄却することが相当である。

(2) 処分（本件決定）の内容について

ア 対象文書の特定について

本件開示請求を受け、〇〇年度千葉県県立高等学校入学者選抜〇〇高校第2次募集の成績一覧表1枚（本件文書1）及び開示請求者が当該選抜受検時に作成、提出した作文1枚（本件文書2）を特定し、本件決定を行った。

イ 本件文書の内容について

(ア) 本件文書1は、実施機関が定めた「〇〇年度千葉県公立高等学校入学者選抜実施要領」に基づき、各県立高等学校が実施した当該選抜における評価を記録する目的で作成された電子データを帳票出力した行政文書であり、本件高校第2次募集を受検した開示請求者の受検番号・調査書の得点・作文検査の得点・面接の得点・総得点が記載されている。

(イ) 本件文書2は、本件高校第2次募集を受検した開示請求者が作文検査において作成し、提出した文書であり、開示請求者の受検番号・氏名、当該選抜における作文検査の評価が記載されている。

なお、本件審査請求を受けて対象文書について改めて確認をしたところ、前記の対象文書以外には存在しなかった。

(3) 処分（本件決定）の理由について

ア 不開示部分

本件文書1中、本件高校第2次募集の作文検査の得点・面接の得点・総得点及び本件文書2中、評価の部分を開示とした。

イ 不開示部分の理由

(ア) 本件文書1について

決定通知書に記載したとおり、本件文書1中、県の機関における評価、選考、判定等に係る情報については、当該情報を開示することにより、評価、選考、判定等に係る事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、事務の公正若しくは円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第17条第6号のハに該当するとして、当該部分をそれぞれ不開示とした。

(イ) 本件文書2について

決定通知書に記載したとおり、本件文書2中、県の機関における評価、選考、判定等に係る情報については、当該情報を開示することにより、評価、選考、判定等に係る事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、事務の公正若しくは円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第17条第6号のハに該当するとして、当該部分をそれぞれ不開示とした。

すおそれがあるため、条例第17条第6号のハに該当するとして、当該部分を不開示とした。

(ウ) 条例第17条第6号ハの該当性

本件の不開示部分は、千葉県公立高等学校入学者選抜第2次募集において実施した面接及び作文等各学校が設定した検査の評価結果に関する情報である。これらは、各学校が設定した評価基準に基づき、各学校の評価者及び面接官が、受検者の能力、適性等について厳正に評価を行った結果であって、当該事務の性質上、それらを開示することにより、受検者等各学校の採点や評価基準に対して不平不満を主張することが想定され、学校における評価や判定に混乱が生じ、評価者や面接官が自由かつ率直な評価を行うことが困難になり、当該事務の公正若しくは円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、条例第17条第6号ハに該当する。

(4) 弁明の内容

審査請求人は、「口頭にて面接の内容や点数を詳細に開示された者がいる」「〇〇年度第2次募集の合否判定における書類の不開示決定は公平ではない」「作文内容と点数及び面接の点数を開示していただきたい」「〇〇合否判定をしている基準を明確にして頂きたい」と主張する。

本県では、公立高等学校入学者選抜実施要項（以下「実施要項」という。）において受検者本人または法定代理人が定められた期間内に受検した学校において「口頭による開示請求」を行うことにより学力検査の得点の開示を実施するとしているが、第2次募集において学力検査は実施していないため、開示対象となる学力検査の得点に係る文書は不存在である。さらに、千葉県高等学校入学者選抜実施細目（以下「実施細目」という。）では「検査の成績等については、定められた手続きによるもの以外は公表してはならない。また、選抜の経過を公表してはならない」と規定している。これらの規定は千葉県公立高等学校入学者選抜の全ての受検者に適用されるものであって、各検査の点数及び選抜の経過に係る事項等は受検者には開示できるものではない。このことからして、審査請求人の言う「口頭にて面接の内容や点数を詳細に開示された」という事例は実施要項等に定められていない不適切な対応である。審査請求人が参考資料として提出した「教学指第〇〇号」は、第2次募集を実施する県立学校の適切な対応を求めているのであって、不合格理由の説明に評価や得点を開示するよう指示した通知ではない。加えて、選抜における合否判定の基準は、実施細目に規定されている「選抜の経過」に該当するものであり、公表することはできない。

また、「教学指第〇〇号」に「定数内不合格とする場合は、その理由に

ついて明確に説明するようにすること」との記述があったことから、開示請求者が定数内不合格となった理由について学校に説明を求めた際、校長からは「第2次募集選抜においては、調査書、作文検査、面接の結果に基づいて、総合的に判定した」と説明しており、〇〇が理由で不合格になったのではないことを審査請求人に明確に伝えている。

よって、審査請求人の主張には理由がない。

5 審議会の判断

(1) 本件審査請求の趣旨について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、前記2(2)のとおり、本件文書に記録された個人情報を特定して本件決定を行ったと認められる。

なお、本件文書1の不開示部分について、実施機関は、自己情報部分開示決定通知書においては「県の機関における評価、選考、判定等に係る情報」と記載して具体的な特定をせず、弁明書においては「作文検査の得点・面接の得点・総得点」と記載しているが、作文の得点、面接の得点と総得点のほかに、調査書の加点も不開示としていた。

イ 審査請求人は、前記3(1)のとおり、実施機関が本件決定で不開示とした情報の開示を求めているので、以下、検討する。

(2) 個人情報の特定の妥当性について

ア 実施機関は、前記2(2)のとおり、本件開示請求に対し、本件文書に記録された個人情報を特定した。

イ 審議会が事務局職員を通じて改めて本件高校に文書の探索を行わせたところ、実施機関が、本件高校の受検者の得点を記載した判定会議配布資料を保有していたことが判明した。

なお、実施機関に確認したところ、実施機関は、本件開示請求に対し、判定会議配布資料に記録された個人情報を特定したものの、判定会議配布資料に記録された開示請求者に係る情報を基に本件文書1を作成して部分開示を行ったとのことである。

本来、開示請求に対しては、開示請求時点で保有している文書を対象とすべきであるため、本件開示請求に対して、判定会議配布資料についてはこれを基に作成した本件文書1を部分開示した実施機関の判断には誤りがあるので、判定会議配布資料についても、別途、開示決定等を行うべきである。

また、上記文書の探索の結果、実施機関が調査書に記録された個人情報を特定していないことも判明した。

したがって、調査書についても、特定し、別途、開示決定等を行うべきであるが、調査書については、実施機関は保存期間の満了により既に

廃棄したとのことであった。

(3) 不開示情報について

ア 本件文書について

本件文書1は、本件高校を受検した開示請求者に係る、第2次募集における調査書の得点及び加点、面接の得点、作文の得点並びに総得点を記載した成績一覧表であると認められる。

また、本件文書2は、本件高校を受検した開示請求者に係る、第2次募集における作文が記載された作文用紙であると認められる。

イ 調査書の加点、面接の得点、作文の得点及び総得点について

(ア) 実施機関は、本件文書1のうち不開示とした部分について、条例第17条第6号ハに該当し、不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 調査書の加点は、受検者の在籍中学校の校長から提出された調査書の記載事項について、各高等学校が学校の特色に応じて、調査書の得点に加算するものである。また、実施機関の弁明書によれば、面接及び作文の評価基準は各高等学校が設定しているとのことである。

そして、調査書の加点、面接の得点、作文の得点は、これらを開示すると、受検者等が独自に行った採点と各高等学校が行った採点が異なる場合が生じ、受検者等が各高等学校の採点に対して不平不満を主張することがあり得ることは想定できることであり、そのような不平不満に対して各高等学校が逐一理解を得るような説明をすることは困難であって、受検者等と各高等学校との間に評価に係る混乱が生じるおそれを否定できない。

そうすると、当該情報を開示することにより、入学者選抜事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また、総得点についても、これを開示すれば、開示している調査書の得点を差し引くことにより、不開示とした調査書の加点、面接の得点及び作文の得点の合計が明らかになるとともに、その内訳も推測しやすくなることから、開示することにより入学者選抜事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、調査書の加点、面接の得点、作文の得点及び総得点は、条例第17条第6号に該当し、不開示が相当である。

ウ 作文用紙下部の欄

(ア) 実施機関は、本件文書2のうち不開示とした部分についても、他の不開示部分と同様に条例第17条第6号ハに該当し、不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 審議会で見分したところ、本件文書2で不開示とされた欄は、四つ

の欄の全てが空欄であった。

実施機関に確認したところ、本件開示請求に係る入学試験においては当該欄を使用しておらず、空欄であることが何らかの評価を意味していることはないとのことであった。

したがって、当該欄については、これを開示することにより、入学者選抜事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

(4) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 附言

前記5(2)イのとおり、実施機関は、本件開示請求に対し調査書を対象文書として特定せず、その後保存期間の満了により調査書を廃棄したとのことであった。

今後、実施機関においては、保有個人情報の開示請求に対し、対象となる保有個人情報の特定を適切に行うとともに、当該情報が記載された行政文書について、千葉県教育委員会行政文書管理規則（平成13年教育委員会規則第14号）第12条の規定により、必要に応じた保存期間の延長を行う等、行政文書の適正な管理に努められたい。

7 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和3年11月17日	諮問書（弁明書の写しを含む）の受理
令和5年11月21日	審議（令和5年度第7回第1部会）
令和5年12月22日	審議（令和5年度第8回第1部会）
令和6年 1月23日	審議（令和5年度第9回第1部会）
令和6年 2月20日	審議（令和5年度第10回第1部会）

千葉県個人情報保護審議会第1部会